

《対象事業一覧》

介護職員初任者研修費等補助金の対象要件に示される施設等とは下記の示す事業のいずれかを行う事業所で、市内に存するものをいう。

○介護保険法第8条に規定される居宅サービス（一部除く）を行う事業

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

○介護保険法第8条第14項に規定される地域密着型サービスを行う事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス

○介護保険法第8条第25項に規定される施設サービスを行う事業

介護福祉施設サービス及び介護保険施設サービス

○介護保険法第8条の2第1項に規定される介護予防サービス（一部除く）を行う事業

介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護

○介護保険法第8条の2第12項に規定される地域密着型介護予防サービスを行う事業

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護

○三島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項第3条別表に掲げる第一号訪問事業及び第一号通所事業

総合事業訪問介護、訪問型サービス A、訪問型サービス B。総合事業通所介護